

姫路市本庁舎設備管理業務委託

特記仕様書

令和 7 年 9 月

姫路市財政局財務部管財課

I 業務概要

II 一般共通事項

III 特記事項

特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名： 姫路市本庁舎設備管理業務委託

2. 履行場所： 姫路市安田四丁目1番地

(1) 本館	敷地面積	27,070.88㎡ (含む、東館、立体駐車場)
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造10階建地下1階
	建築面積	6,222.86㎡
	延べ面積	35,211.52㎡
	アーケード	206㎡、喫煙所 8㎡
(2) 東館	敷地面積	本館に含む。
	構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建
	建築面積	2,095.39㎡ (ブリッジを含む)
	延べ面積	6,049.40㎡ (ブリッジを含む)
(3) 南別館	敷地面積	675.66㎡
	構造・規模	鉄骨造2階建
	建築面積	406.34㎡
	延べ面積	660.31㎡
(4) 立体駐車場	敷地面積	本館に含む。
	構造・規模	鉄骨造2階建
	建築面積	3,706.48㎡
	延べ面積	7,209.11㎡

3. 履行期間： 令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

4. 業務仕様

(1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- 建築保全業務共通仕様書(令和5年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 (以下「共通仕様書」という。)
- 現場説明書
- 質問回答書

(2) 業務仕様書(特記仕様書、共通仕様書、現場説明書、質問回答書)に定めがない事項は、

施設管理担当者と協議する。

(3) 本特記仕様書の表記

- ① ・印と○印の双方が付いた項目は、○印を対象とする。
- ② ・印と※印の双方が付いた項目は、※印を適用する。
- ③ ※印と○の双方が付いた項目は、○印を適用する。
- ④ ※と○印の双方が付いた項目は、※と○印の双方を適用する。

また、各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。

例：【Ⅰ1.2.3】第1編1.2.3に該当する項目。

5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

(1) 定期点検等及び保守業務 【Ⅱ1.1.2 ～ 8.4.2】

- 建築.....：対象部位及び数量は別紙.....による。
- 電気設備.....：対象部位及び数量は別紙.....による。
- 機械設備.....：対象部位及び数量は別紙.....による。
- 監視制御設備.....：対象部位及び数量は別紙.....による。
- 防災設備.....：対象部位及び数量は別紙.....による。
- 工作物及び外構等.....：対象部位及び数量は別紙.....による。

(2) 運転・監視及び日常点検・保守業務【Ⅲ1.1.1 ～ 6.1.1】

- 建築.....：対象部位は別紙.....による。
- 電気設備.....：対象部位は別紙.....による。
- 機械設備.....：対象部位は別紙.....による。
- 監視制御設備.....：対象部位は別紙.....による。
- 防災設備.....：対象部位は別紙.....による。
- 工作物及び外構等.....：対象部位は別紙.....による。

(3) 執務環境等測定等業務 【Ⅴ1.1.1～5.3.3】

- 空気環境測定.....：位置及び数量はⅢ特記事項による。

Ⅱ. 一 般 共 通 事 項

1. 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲 【Ⅰ1.1.3】

業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担

※なし.....・有り（・電気.....・ガス.....・水道.....・.....）

(2) 報告書の書式等 【Ⅰ1.1.5】

業務報告書の書式等は以下により必要に応じ写真等も添付する。

○「令和5年版建築保全業務報告書書式集」(一般財団法人 建築保全センター).....

○その他 施設管理者の承諾するもの.....

(3) 環境への配慮

本業務仕様書に定めのない事項については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条の基本方針、「22-6 庁舎管理等」に定める【判断の基準】及び【配慮事項】を適用する。

(4) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(5) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

2. 業務関係図書

(1) 業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

○業務計画書【I 1. 2. 1】..... (作業着手前まで)

○緊急連絡表..... (作業着手前まで)

※作業計画書【I 1. 2. 2】..... (月間業務管理計画書を前月25日 までに提出する。)

(2) 貸与資料【I 1. 2. 3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

① 諸官庁提出書類控え (○事業用電気工作物保安規程 ○官公署届出書類 ・.....)

② 工事業者関連 (○緊急連絡先一覧表 ○工事関係者一覧表 ・.....)

③ 設備関連 (○設備機器台帳 ○備品、予備品一覧表 ○什器備品一覧表 ・.....)

④ 点検・検査記録簿関連

(○エネルギー計測記録 ○光熱水量検針記録 ○事故、修繕、更新記録.....)

○空気環境測定記録 ○使用前自主検査記録 ○定期自主検査記録.....

○特殊建築物等調査記録 ○建築設備定期検査記録 ○消防設備点検結果報告書.....

・エレベーター定期検査記録(報告書) ○ばいじん濃度測定記録.....)

⑤ 図面類

(○完成図 ・ 完成図の第二原図 ○各種施工図 ○機器完成図.....)

○機器性能試験成績 ○総合調整報告書 ・.....)

⑥ 管理資料 (○ 機器類のカタログ ○機器取扱説明書 ○機器類保証書.....)

○保守契約リスト ○建築物等の利用に関する説明書 ・.....)

(3) 業務の記録 【I 1. 2. 4】

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

(※施設管理担当者との打合せ記録簿.....☐メンテナンス用台帳類.....☐計画、報告書類
☐作業日誌類.....☐事故、修繕、更新記録簿等.....☐点検記録簿.....☐運転記録簿.....
☐計測記録簿.....)

3. 業務現場管理

(1) 業務責任者【I 1. 3. 2】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。(業務責任者は業務担当者を兼任できる。)

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

☐定期点検及び保守業務の実務経験.....5年以上

☐運転監視業務の実務経験.....5年以上

☐執務環境測定業務の実務経験.....5年以上

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

☐第三種電気主任技術者.....☐建築物環境衛生管理技術者

☐乙種第4類以上の危険物取扱者

(3) 業務条件【I 1. 3. 3】

① 定期点検等及び保守業務の実施時間帯(12条点検業務を含む)

なお、実施日は施設管理担当者と協議する。

平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く))

.....8時 00分～ 17時 30分

休日(閉庁日:土・日曜日及び祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日))

.....時 分～ 時 分

② 運転・監視及び日常点検・保守業務の実施時間

平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く))

.....8時 00分～ 17時 30分(昼間)

.....17時 30分～ 8時 00分(夜間)

休日(閉庁日:土・日曜日及び祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日))

.....8時 00分～ 17時 30分(昼間)

.....17時 30分～ 8時 00分(夜間)

③ 冷暖房の運転日及び運転時間

一般室 冷 房 7月 1日～ 9月 15日の開庁日

.....8時 30分～ 17時 00分

暖房 12月 1日～ 3月 31日の開庁日
8時 30分～ 17時 00分

特別室(室名：議場、議会棟各室、市幹部室)

冷房 7月 1日～ 9月 15日の開庁日
8時 30分～ 17時 00分

暖房 12月 1日～ 3月 31日の開庁日
8時 30分～ 17時 00分

*上記以外の日時であっても運転を実施する場合がある。

なお、実施日時は、施設管理担当者と協議する。

④ 執務環境測定等

測定等は、平日の執務時間中に執務に支障がないよう実施する。

なお、実施日は、施設管理担当者と協議する。

(4) 電気工作物の保安業務 【I 1.3.4】

電気事業法の保安規程の適用 ☒有り (「保安規程」は別紙 による。) ・なし

(5) 環境衛生管理体制 【I 1.3.5】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物環境衛生管理技術者の適用

☒有り ・なし

4. 業務の実施

(1) 業務担当者 【I 1.4.1】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務担当者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

☒定期点検及び保守業務の実務経験 1年以上

☒運転・監視業務の実務経験 1年以上

☒執務環境測定業務の実務経験 1年以上

(2) 業務に密接に関連する別契約の業務等 【I 1.4.4】

・有り () ☒なし

(3) 立会いを要する行事等 【I 1.4.5】

☒有り(議場、議会棟各室、市幹部室に立ち入る場合は市担当職員が立会う) ・なし

(4) 業務の報告 【I 1.4.7】

報告書等による報告期限は下記の通り。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

☒日常点検業務：翌日12時まで(翌日が休日の場合、休日明け)

☒定期点検業務：翌月の10日まで

5. 業務に伴う廃棄物の処理等

(1) 廃棄物等の処理 【I 1.5.1】

①業務の実施に伴い発生した廃棄物の処分費用は、原則として、受注者負担とする。

ただし、次の発生材は除く。

○ランプ類.....○オイル類.....・.....

②発生材の保管場所.....・別図.....による。.....○現場説明書による。...

6. 業務の検査 【I 1. 6. 1】

(1) プロセス検査

業務開始前、業務実施中、業務終了後の各段階において、以下に指定する項目について、建築保全業務監督検査様式（設備様式 1～4）に基づき、自主検査等を行い、施設管理担当者の確認又は検査を受ける。

① 業務開始前確認・検査

○施設状況確認：業務開始前に「設備様式 1」により、当該施設の状況を調査し、施設管理担当者の確認を得る。

○業務資料検査：業務開始前に「設備様式 2」により、各資料を確認し、施設管理担当者に提示する。ただし、作業計画書については、施設管理担当者との協議により、業務開始後 2 カ月以内に検査する。

② 業務実施中検査

○自主検査：当該業務の履行期間中 1 回、施設管理担当者の指示する時期に、「設備様式 3」により自主検査を行う。また、自主検査終了後 1 週間以内に「設備様式 3-1」、「設備様式 10」とともに施設管理担当者に提出する。

○聞き取り検査：施設管理担当者の指示により、「設備様式 4」による検査を受ける。

③ 業務終了後確認

○業務終了後確認：当該業務の終了後直ちに、「設備様式 1」により施設管理担当者の確認を得る。

7. 建物内施設等の利用

(1) 居室等の利用 【I 2. 1. 1】

.....・別図.....による。.....・現場説明書による。.....○本館 B1F 中央監視室

(2) 駐車場の利用 【I 2. 1. 3】

.....・別図.....による。.....・現場説明書による。.....○なし

8. 作業用仮設物及び持込資機材等

(1) 作業用足場等 【I 2. 2. 1】

.....・別図.....による。.....・現場説明書による。.....○なし

Ⅲ. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。
その他、数量、点検回数等は、対象一覧（別紙 1～5、通年不定期業務）による。
なお、対象一覧表（追加不定期業務）の実施時期は、施設管理担当者と協議する。

1. 定期点検等及び保守業務

(1) 一般事項

① 保守の範囲【Ⅱ 1. 1. 3】

~~○その他の保守の範囲（ ）~~

② 支給材料【Ⅱ 1. 1. 6】

~~○記載以外の支給材料（ ）~~

③ 点検の省略【Ⅱ 1. 1. 8】

点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。

④ 支障がない状態の確認記録【Ⅱ 1. 2. 3】

記録様式（~~○施設管理者の指定するものによる。~~・令和 5 年版「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」の確認チェックシートによる。）

(2) 建築：本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
点検項目	○屋根（陸屋根、パラペット、トップライト） ○軒天井、ひさし下端【Ⅱ 2. 2. 4】 ・外部床【Ⅱ 2. 2. 5】 ○外部建具【Ⅱ 2. 2. 8】 ○自動ドア【Ⅱ 2. 2. 9】 ○内部床【Ⅱ 2. 3. 3】 ○内部建具【Ⅱ 2. 3. 5】 ○防潮板

(3) 電気設備：本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
電灯・動力設備	○照明器具【Ⅱ 3. 2. 1】 なお、部品点検の抜き取り数は（○3 種類各 3 台・なし） ○分電盤、開閉器箱、照明制御盤【Ⅱ 3. 2. 2】 ○制御盤【Ⅱ 3. 2. 4】 ・幹線【Ⅱ 3. 2. 6】
受変電設備	○配電盤等（内部機器を除く）【Ⅱ 3. 3. 1】

	○変圧器【Ⅱ3.3.2】 なお、5Yの点検（・実施する ○実施しない） 3Yの点検（・実施する ○実施しない） ○交流遮断器【Ⅱ3.3.3】 なお、5Yの点検（・実施する ○実施しない） 3Yの点検（・実施する ○実施しない） ○断路器【Ⅱ3.3.4】 ○計器用変圧器・変流器【Ⅱ3.3.5】 ○避雷器【Ⅱ3.3.6】 なお、3Yの点検（・実施する ○実施しない） ○高圧負荷開閉器【Ⅱ3.3.7】 なお、3Yの点検（・実施する ○実施しない） 6Yの点検（・実施する ○実施しない） ・高圧カットアウト【Ⅱ3.3.8】 ○高圧電磁接触器【Ⅱ3.3.9】 なお、3Yの点検（・実施する ○実施しない） 6Yの点検（・実施する ○実施しない） ○力率改善装置【Ⅱ3.3.10】 ○指示計器・保護継電器【Ⅱ3.3.11】 ○低圧開閉器類【Ⅱ3.3.12】
自家発電設備	○自家発電装置【Ⅱ3.4.1】 なお、6Yの点検（・実施する ○実施しない）
直流電源設備	○整流装置【Ⅱ3.5.2】 ○蓄電池【Ⅱ3.5.3】
交流無停電電源装置	・交流無停電電源装置（UPS）【Ⅱ3.6.3】
太陽光発電装置	○太陽光発電装置【Ⅱ3.7.1】
通信・情報設備	・構内交換装置【Ⅱ3.9.2】内線回線数（一回線） ○拡声装置【Ⅱ3.9.3】 ・誘導支援装置【Ⅱ3.9.4】（インターホン・誘導鈴） ・呼び出し装置及び出退表示装置【Ⅱ3.9.6(A)】 ○時刻表示装置（電気時計装置）【Ⅱ3.9.6(B)】 ・テレビ共同受信装置【Ⅱ3.9.7】 ・監視カメラ装置【Ⅱ3.9.9】 ・駐車場管制装置【Ⅱ3.9.10】 ・防犯・入退室管理装置【Ⅱ3.9.11】

外灯	⊙外灯【Ⅱ3.10.1】
航空障害灯	⊙航空障害灯【Ⅱ3.11.1】
雷保護設備	⊙雷保護設備【Ⅱ3.12.1】
構内配電線路	・構内配電線路・構内通信線路【Ⅱ3.13.1】

(4) 機械設備 : 本業務の点検項目、点検内容及び清掃・消毒は以下による。

- ① 共通事項 性能検査等 ・点検項目で選択した機器等の人事院規則に基づく登録性能検査機関等による性能検査等を実施する場合、申請料及び準備等は本業務に含む。

項 目	特記事項
冷熱源機器	⊙直焚き吸収冷温水機【Ⅱ表4.3.5(A)】 なお、熱交換器の点検（・実施する ⊙実施しない） また、伝熱管のブラシ洗浄（⊙実施する ・実施しない） ・パッケージ形空気調和機【Ⅱ4.3.6】 性能検査（・実施する ・⊙実施しない） 法定冷凍能力3トン未満の調和機（・別図による ・⊙なし） ⊙氷蓄熱ユニット【Ⅱ4.3.8】性能検査（・実施する ⊙実施しない） ⊙冷却塔【Ⅱ4.3.9】 本体及び冷却水管の化学洗浄（消毒等）（⊙実施する ・実施しない）
空気調和等 関連機器	⊙還水タンク・開放形膨張タンク【Ⅱ4.4.3】 ⊙ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機【Ⅱ4.4.4】 ⊙ファンコイルユニット・ファンコンベクター【Ⅱ4.4.5】 フィルター交換（⊙実施する ・実施しない。） ⊙空気清浄装置【Ⅱ4.4.6】 なお、（ ）を付した周期（※6M ・1M） ろ材交換を（・⊙実施する ・実施しない） ⊙ポンプ【Ⅱ4.4.7】 なお、（ ）を付した周期（※6M ・1M） ⊙送風機【Ⅱ4.4.8】 なお、（ ）を付した周期（※6M ・1M）
給排水衛生 機器	⊙受水タンク・高置タンク【Ⅱ表4.5.1(A)】 ⊙災害時の給水機能維持点検 受水タンク・高置タンク【Ⅱ表4.5.1(B)】 なお、15Yの点検（・実施する ⊙実施しない。） 5Yの点検（・実施する ⊙実施しない。） ⊙受水タンク・高置タンクの清掃【Ⅱ4.5.2】 ⊙汚水槽・雑排水槽【Ⅱ4.5.5】 ⊙汚水槽・雑排水槽の清掃【Ⅱ4.5.6】 ⊙ポンプ【Ⅱ表4.5.7(A)(B)(C)】 なお、（ ）を付した周期（※6M ・1M） ⊙ガス給湯器【Ⅱ4.5.8】

ダクト及び配管	○電気温水器【Ⅱ4.5.9】 ○衛生器具【Ⅱ4.5.11】
水質管理	○飲料水及び雑用水【Ⅱ4.7.3】
井戸	○井戸【Ⅱ4.9.1】
雨水利用システム	○雨水利用システム【Ⅱ4.10.1】の点検を実施する。

(5) 監視制御装置 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
中央監視制御装置	○中央監視制御装置【Ⅱ5.2.1】 ○自動制御装置【Ⅱ表5.3.1(A)(B)】(・○電気式又は電子式・○デジタル式)

(6) 防災設備 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
消防法関係	○消防用設備等【Ⅱ6.2.2】 ○特殊消防設備の点検 消防設備等の点検は、対象一覧(別紙4)による
建築基準法関係	○非常用照明装置【Ⅱ6.3.2】照度測定(・実施する○実施しない) ○防火戸・防火シャッター【Ⅱ6.3.3】 ○排煙設備【Ⅱ表6.3.5(A)(B)】(自然排煙 機械排煙)

(7) 工作物・外構等 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
工作物	・鉄塔【Ⅱ8.2.1】 ・設備架台・困障【Ⅱ8.2.2】 ・煙突【Ⅱ8.2.3】 ・擁壁【Ⅱ8.2.4】
外 構	・敷地【Ⅱ8.3.1】 ・へい【Ⅱ8.3.2】 ・門【Ⅱ8.3.3】 ・排水樹・マンホール・側溝・街きよ【Ⅱ8.3.4】
植栽・緑地	・植栽・緑地【Ⅱ8.4.1】の点検を実施する。 ○屋上緑化システム【Ⅱ8.4.2】

2. 運転・監視及び日常点検・保守業務

(1) 一般事項

- ①保守の範囲【Ⅲ1.1.6】
- ~~○その他の保守の範囲(・なし・)~~

②支給材料【Ⅲ1.1.9】

~~○記載以外の支給材料（・なし・）~~

③○防災マニュアル【Ⅲ1.1.12】

契約後、速やかに防災マニュアルを提出する。

(2) 建 築 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
建 築	○建築【Ⅲ2.1.1】 ・ルーフドレン

(3) 電気設備 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
電灯・動力設備	○電灯・動力【Ⅲ3.2.1】
受変電設備	○受変電【Ⅲ3.3.1】
自家発電設備	○自家発電装置【Ⅲ3.4.1】
直流電源設備	○直流電源装置【Ⅲ3.5.1】
交流無停電電源装置	・交流無停電電源装置（UPS）【Ⅲ3.6.1】（別途契約）
太陽光発電装置	○太陽光発電装置【Ⅲ3.7.1】
外灯	○外灯【Ⅲ3.9.1】
航空障害灯	○航空障害灯【Ⅲ3.10.1】
雷保護設備	○雷保護【Ⅲ3.11.1】
構内配電線路・構内通信線路	○構内配電線路・構内通信線路【Ⅲ3.12.1】

(4) 機械設備

①運転・監視記録【Ⅲ4.1.2】

②本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
冷熱源機器	○冷熱源機器【Ⅲ4.2.3】 （○直焚き吸収冷温水機 ・パッケージ形空調機（・記録を行う ・記録を行わない） ・○氷蓄熱ユニット）
空気調和等関連機器	○空気調和等関連機器【Ⅲ4.3.2】 （○冷却塔 ○ユニット形空気調和機 ○空気清浄装置（電気集じん器のフィルター交換を（・実施する ○実施しない） ○ファンコイルユニット ○ポンプ ○送風機 ・蓄熱槽）

○給排水衛生機器 給排水衛生機器【Ⅲ4.4.2】
(○陸上ポンプ ○水中ポンプ ○飲料用水槽 ○雑排水槽 ○水
質の維持 (○飲料水 ○雑用水))

(5) 監視制御設備 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
中央監視制御設備	○中央監視制御【Ⅲ5.1.1】

3. 執務環境測定等業務

(1) 空気環境測定 【V2.2.1】

- ① 床上10cmの温度測定 (・実施する ○実施しない)
- ② 測定点数 (・I業務概要による ○表2.2.2による)
- 共通仕様書 表2.2.2より
- 測定点数は、41,921m²(立体駐車場を除く)を対象に、40点以上とする。外気測定は、1点とする。
- 具体的な測定点の位置等については、作業計画書提出前に施設管理担当者と協議する。

~~(2) 照度測定 【V3.2.1】~~

- ~~① 測定箇所 (I業務概要による。○以下による)~~
- ~~測定点数は、41,921m²(立体駐車場を除く)のうち、事務室及び会議室を対象とし、20点以上とする。~~
- ~~具体的な測定点の位置等については、作業計画書提出前に施設管理担当者と協議する。~~

(3) 測定結果の報告 【I1.4.7】

空気環境測定 【V2.1.2】

~~照度測定 【V3.1.2】~~

○姫路市自家用電気工作物保安規程

昭和44年9月1日

訓令甲第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、市長が設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(保安管理者)

第2条 別表第1の左欄に掲げる施設に、保安管理者を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

(保安業務組織)

第3条 保安管理者は、電気工作物の保安業務を総括管理する。

2 保安業務の担当区分及び指揮命令系統は、別に定める。

3 別表第1の左欄に掲げる施設に主任技術者及び必要に応じて電気工作物に係る保安業務に従事する者（以下「従事者」という。）を配置する。ただし、特別な理由のある施設にあっては、電気設備管理技術者等に保安業務を委託することにより、農林水産環境局長の承認を受けた場合は、主任技術者を選任しないことができる。

4 前項ただし書の規定に基づき、保安業務を電気設備管理技術者等に委託した場合は、その施設に係る自家用電気工作物保安規程を別に定める。

(設置者の義務)

第4条 市長は、電気工作物に関する保安上の重要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求め、これを尊重するものとする。

(保安管理者の義務)

第5条 保安管理者は、主任技術者が電気工作物の保安のためにする意見を尊重し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(主任技術者の義務)

第6条 主任技術者は、保安管理者の命を受け、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を監督する。

(従事者の義務)

第7条 従事者は、電気工作物の運転及び操作に従事し、保安のためにする主任技術者の指示に従わなければならない。

(代行者の指定)

第8条 保安管理者は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務を代行する者（以下「代行者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

(保安教育)

第9条 保安管理者は、主任技術者の参画の下に電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事職員」という。）に対し、保安上必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第10条 保安管理者は、必要があると認めるときは、従事職員に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行わなければならない。

(工事計画)

第11条 市長は、電気工作物の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の年度計画を立案し、保安管理者に提出するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事は、主任技術者の監督のもとにこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事が完了したときは、主任技術者が当該工事について保安上支障ないことを確認しなければならない。

(巡視、点検及び測定)

第13条 主任技術者は、別表第2に定める基準により、電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定を行わなければならない。

2 前項の巡視、点検及び測定は、保安管理者の承認を得た年度実施計画により行わなければならない。

(技術基準の維持)

第14条 前条第1項の巡視、点検及び測定により法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、その技術基準に適合するように当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。

い。

（法定自主検査の実施体制）

第14条の2 法定自主検査は、主任技術者の監督の下、あらかじめ必要な事項を決定した上で行う。

（事故の再発防止）

第15条 主任技術者は、事故その他の異常が発生した場合には、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（運転又は操作）

第16条 保安管理者は、電気工作物の運転又は操作に関し、次に掲げる事項を別に定めなければならない。

- （1）平常時及び異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び方法に関すること。
- （2）平常時及び異常時において連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法に関すること。
- （3）緊急な事故につき、電気工作物の使用停止又は制限等応急措置に関すること。
- （4）関係電気事業者との連絡に関すること。

（発電所の運転の相当期間の停止及び休止）

第17条 発電所の運転を相当期間休止する場合は、ボイラー及びタービンの本体その他の主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆及び防湿の対策を行うものとする。

2 発電所の運転を相当期間休止する場合は、前項に定めるほか、休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部は分離するものとする。

（発電所の運転再開）

第18条 発電所の運転を相当期間停止又は休止した後、その運転を再開する場合に所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

（防災体制等）

第19条 保安管理者は、天災地変、火災その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために災害発生時の措置に関する体制を整備しておかななければならない。

- 2 主任技術者は、災害の発生等緊急を要するときは、保安管理者の指示がない場合においても保安業務の指揮監督を行うことができる。
- 3 主任技術者は、災害の発生に伴い危険があると認めたときは、直ちに送電を停止することができる。

(記録)

第20条 主任技術者は、電気工作物の工事及び運用に関し、次に掲げる事項を様式第1号により記録し、これを必要な期間保存するものとする。

(1) 巡視、点検及び測定に関するもの

(2) 電気事故に関するもの

(3) 保修工事に関するもの

(4) 運転に関するもの

2 主任技術者は、主要電気機器の補修について、様式第2号により記録し、これを必要な期間保存しなければならない。

3 法定自主検査の記録は、別表第3左欄に定める項目について、同表右欄に定める期間保存するものとする。

(責任の分界点)

第21条 市長が設置する電気工作物と電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気供給規程に基づく電気供給契約書に定めるところによる。

(需要設備の構内)

第22条 需要設備の構内は、別に定める。

(危険の表示)

第23条 保安管理者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれがあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第24条 保安管理者は、保安業務に必要な測定器具類を常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

(書類等の整備)

第25条 保安管理者は、電気工作物に関する書類及び図面その他必要書類を整備し、必要な期間保存しなければならない。

(補則)

第26条 この規程を実施するために必要な事項は、別に細則で定める。

附 則

1 この規程は、令達の日から施行する。

2 姫路市自家用電気工作物保安規程（昭和42年姫路市訓令甲第1号）及び姫路市自家用電気工作物保安規程施行細則（昭和42年姫路市訓令甲第2号）は、廃止する。

附 則（昭和４６年２月６日訓令甲第２号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和４８年８月１日訓令甲第１０号）

この規程は、令達の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。

附 則（昭和４８年１２月２８日訓令甲第１３号）

- １ この規程は、昭和４９年１月１日から施行する。ただし、別表第５中衛生検査室の項を改める部分及び次項の環境衛生研究所の項を加える部分の改正規定は、姫路市環境衛生研究所条例施行規則（昭和４９年姫路市規則第２号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和５０年７月１日訓令甲第６号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和５１年２月１９日訓令甲第１号）

- １ この規程は、昭和５１年３月３日から施行する。

附 則（昭和５３年４月１日訓令甲第２号）

この規程は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則（昭和５４年６月１日訓令甲第６号）

- １ この規程は、昭和５４年６月１日から施行する。
- ２ 〔略〕

附 則（昭和６２年６月２４日訓令甲第７号）

この規程は、昭和６２年７月１日から施行する。

附 則（昭和６２年１０月６日訓令甲第１５号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成元年３月２４日訓令甲第１号）

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成元年６月２６日訓令甲第２号）

この規程は、平成元年７月１日から施行する。

附 則（平成２年３月２６日訓令甲第３号）

この規程は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成２年５月１４日訓令甲第５号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成３年６月２４日訓令甲第４号）

この規程は、平成３年７月１日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 3 日訓令甲第 9 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日訓令甲第 2 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 9 日訓令甲第 1 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 2 8 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 2 8 日訓令甲第 5 号）

この規程は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 9 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 2 7 日訓令甲第 1 0 号）

この規程は、令達の日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 1 6 日訓令甲第 1 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 2 9 日訓令甲第 6 号）

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 条中ふれあいの館に係る改正規定は、姫路市ふれあいの館条例の一部を改正する条例（平成 1 3 年姫路市条例第 2 1 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 6 月 2 9 日訓令甲第 7 号）

この規程は、平成 1 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 3 月 2 7 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 2 6 日訓令甲第 2 号）

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 5 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 1 2 月 1 日訓令甲第 7 号）

この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日訓令甲第５号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第１条（別表（その２）の表
総務動員班の款及び地区活動部の款の改正規定に限る。）、第２条（別表第４第１４項の
改正規定に限る。）、第４条及び第６条の規定は、同年３月２７日から施行する。

附 則（平成１９年６月２６日訓令甲第１１号）

この規程は、平成１９年７月１日から施行する。

附 則（平成２０年２月１２日訓令甲第１号）

この規程は、平成２０年３月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月２４日訓令甲第２号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年５月９日訓令甲第４号）

この規程は、平成２０年５月１２日から施行する。

附 則（平成２０年６月２５日訓令甲第６号）

この規程は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月１５日訓令甲第１号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成２２年３月２６日訓令甲第２号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日訓令甲第１号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２８日訓令甲第２号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日訓令甲第３号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年６月２５日訓令甲第８号）

この規程は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２５日訓令甲第１号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２７日訓令甲第２号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２７日訓令甲第１号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月８日訓令甲第２号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２６日訓令甲第３号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２５日訓令甲第１号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日訓令甲第２号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日訓令甲第６号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月２６日訓令甲第９号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日訓令甲第２号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日訓令甲第５号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第３条関係）

施設名	保安全管理者
庁舎	財政局長
北別館	管財課長
家島群島開発総合センター	所長
船津公園ふれあいの館	所長
林田公民館	市民活動推進課長
東公民館	
青山公民館	
安室東公民館	
手柄公民館	
香寺公民館	
生涯学習大学校	学長

好古学園大学校	学長
飾磨支所	所長
家島事務所	所長
夢前事務所	所長
香寺事務所	所長
名古屋山霊苑	名古屋山霊苑管理事務所長
西霊苑	
市川美化センター	所長
家島リサイクルセンター	所長
エコパークあぼし	所長
家島美化センター	所長
南部管理センター	所長
中部衛生センター	所長
農業振興センター	所長
中央卸売市場	場長
すこやかセンター	地域福祉課長
総合福祉会館	館長
総合福祉通園センター	所長
中央乳児保育所	所長
林田こども園	園長
砥堀こども園	園長
前之庄こども園	園長
香呂こども園	園長
中寺こども園	園長
安富こども園	園長
保健所	所長
こどもの未来健康支援センター	所長
西保健センター	所長
東保健福祉サービスセンター	所長
家島保健福祉サービスセンター	所長

美術館	館長
姫路文学館	館長
書写の里・美術工芸館	館長
総合スポーツ会館	スポーツ振興室長
中央体育館	
陸上競技場	
姫路球場	
灘浜野球場	
広畑野球場	
広畑トレーニングルーム	
家島B&G海洋センター	
坊勢スポーツセンター	
動物園	園長
姫路城	姫路城管理事務所長
甲丘污水处理場	都市計画課長
名古山・薬師山隧道	道路管理課長
別所24号線排水ポンプ場	
別所86号線排水ポンプ場	
別所92号線排水ポンプ場	
延末潜道ポンプ場	
市川潜道ポンプ場	
網干南公園ふれあいの館	所長
手柄山平和公園	公園緑地課長
広畑川排水ポンプ場	河川管理課長
阿成排水ポンプ場	
西浜排水ポンプ場	
今在家排水ポンプ場	
妻鹿川排水ポンプ場	
大津排水ポンプ場	
中島川排水ポンプ場	

今在家北排水ポンプ場	
兼田排水ポンプ場	
木場南排水ポンプ場	
前浜川排水ポンプ場	
問屋川排水ポンプ場	
的形東第 2 排水ポンプ場	
構排水ポンプ場	
宮内川排水ポンプ場	
大塩東濤排水ポンプ場	
中浜排水ポンプ場	
防災対策用備蓄倉庫	危機管理室長

別表第 2 〔略〕

別表第 3（第 20 条関係）

項目	保存期間
検査年月日	5 年間
検査の対象	
検査の方法	
検査の結果	
検査を実施した者の氏名	
検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	
検査の実施に係る組織	法定自主検査
検査の実施に係る工程管理	を行った後、最
検査協力会社の管理に関する事項	初に安全管理
検査記録の管理に関する事項	審査の結果の
検査に係る教育訓練に関する事項	通知を受ける までの間

様式第 1 号 〔略〕

様式第 2 号 〔略〕